

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 京都大学医学部附属病院（以下「病院」という。）で徴収する診療等に関する料金の額及びその徴収方法については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）第12条の規定に基づき定めたこの規程によるものとする。</p> <p>第2条 <u>病院</u>で徴収する診療等の料金は、別表に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成30年厚生労働省告示第43号）の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円（交通事故に係る自費診療及び日本国籍を有さず、かつ、日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者に係る自費診療にあつては20円）を乗じて得た額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の108を乗じて得た額）とする。ただし、消費税法に規定される医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については非課税とする。</p> <p>2 } 3 } (略) 4 } (後 略)</p> <p>別表1 } 別表2 } (略) 別表3 } 別表4 }</p>	<p>第1条 京都大学医学部附属病院（以下「本院」という。）で徴収する診療等に関する料金の額及びその徴収方法については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）第12条の規定に基づき定めたこの規程によるものとする。</p> <p>第2条 <u>本院</u>で徴収する診療等の料金は、別表に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成30年厚生労働省告示第43号）の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円（交通事故に係る自費診療及び日本国籍を有さず、かつ、日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者に係る自費診療にあつては20円）を乗じて得た額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の108を乗じて得た額）とする。ただし、消費税法に規定される医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については非課税とする。</p> <p>2 } 3 } (同 左) 4 }</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規程は、平成30年10月30日から施行する。</p> <p>別表1 } 別表2 } (別 添) 別表3 } 別表4 } (同 左)</p>

別表1 保険外併用療養費

区分	算定単位	料金 (円)	備考
1 評価療養費			
(1) 先進医療			
ア 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	1眼につき	(279,000)	
イ 重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病に対する脳死ドナー又は心停止ドナーからの臍島移植 重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病	1回につき	(357,100)	
ウ ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併用療法 肺がん(扁平上皮肺がん及び小細胞肺がんを除き、病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。)	1回につき	(10,100)	
エ 放射線照射前に大量メトトレキサート療法を行った後のテモゾロミド内服投与及び放射線治療の併用療法並びにテモゾロミド内服投与の維持療法 初発の中樞神経系原発悪性リンパ腫(病理学的見地からびまん性大細胞型B細胞リンパ腫であると確認されたものであって、原発部位が脳、小脳又は脳幹であるものに限る。)			
入院	1回につき	(118,395)	
外来	1回につき	(2,789)	
オ FDGを用いたポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影による不明熱の診断 不明熱(画像検査、血液検査及び尿検査により診断が困難なものに限る。)	1回につき	(80,257)	
カ LDLアフェレシス療法	1回につき	(3,490)	
キ 内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下広汎子宮全摘術 子宮頸がん(FIGOによる臨床進行期分類がIB期以上及びII B期以下の扁平上皮がん又はFIGOによる臨床進行期分類がIA2期以上及びII B期以下の腺がんであって、リンパ節転移及び腹腔内臓器に転移していないものに限る。)	1回につき	(1,316,969)	
ク テモゾロミド用量強化療法 膠芽腫(初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る。)	1コース(14日間)につき	(4,774)	
ケ 全身性エリテマトーデスに対する初回副腎皮質ホルモン治療におけるクロピドグレル硫酸塩、ピタバスタチンカルシウム及びトコフェロール酢			ただし、外来については、外来

	酸エステル併用投与の大腿骨頭壊死発症抑制療法 全身性エリテマトーデス（初回の副腎皮質ホルモン治療を行っている者に係るものに限る。）			処方時及び外来処方日数加算の合計額を請求する。
	入院初日	1日につき	(2,426)	
	入院2日目以降	1日につき	(434)	
	外来処方時	1回につき	(885)	
	外来処方日数加算	1日につき	(346)	
コ	腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術	1回につき	(909,476)	
サ	FOLFIRINOX療法 胆道がん（切除が不能と判断されたもの又は術後に再発したのものに限る。）	1コースにつき	(8,250)	
シ	マルチプレックス遺伝子パネル検査 進行再発固形がん（切除が困難で進行性のもの又は術後に再発したものであって、原発部位が不明なもの又は治療法が存在しないもの、従来治療法が終了しているもの若しくは従来治療法が終了予定のものに限る。）	1回につき	(524,080)	
ス	<u>MRI撮影及び超音波検査融合画像に基づく前立腺針生検法</u>	<u>1回につき</u>	<u>(101,860)</u>	
(略)				

備考 料金は全て税込表示である。ただし、括弧内の料金については、非課税とする。

別表2 療養の給付と直接関係ないサービス等

区分	算定単位	料金 (円)	備考
(略)			
6 予防接種料			
(1) 子宮頸がんワクチン			
ア サーバリックス	1回につき	16,500	
イ ガーダシル	1回につき	16,500	
(2) ヘモフィルスインフルエンザ菌b型(Hib)ワクチン (本院治療患者で当該予防接種が必要と医師が判断した場合に限る。)	1回につき	8,273	
(3) 小児肺炎球菌ワクチン(本院治療患者で当該予防接種が必要と医師が判断した場合に限る。)	1回につき	11,578	
(4) 四種混合(ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ)ワクチン(本院治療患者で当該予防接種が必要と医師が判断した場合に限る。)	1回につき	10,930	
(5) B型肝炎ワクチン(本院治療患者で当該予防接種が必要と医師が判断した場合に限る。)	1回につき	6,753	
(6) 小児肝移植症例に対する術後生ワクチン			
子 乾燥弱毒生麻疹ワクチン	1回につき	3,132	
イ 乾燥弱毒生風しんワクチン	1回につき	3,132	
ウ 乾燥弱毒生水痘ワクチン	1回につき	4,752	
エ 乾燥弱毒生ムンプスワクチン	1回につき	3,132	
(2) <u>免疫不全状態等の症例に対するワクチン(本院治療患者で本院以外で当該予防接種が困難と本院医師が判断した場合に限る。)</u>			
ア 乾燥弱毒生麻疹ワクチン	1回につき	3,132	
イ 乾燥弱毒生風しんワクチン	1回につき	3,132	
ウ 乾燥弱毒生水痘ワクチン	1回につき	4,752	
エ 乾燥弱毒生ムンプスワクチン	1回につき	3,132	
オ 乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチン	1回につき	7,236	
カ 肺炎球菌ワクチン(プレベナー13:PCV13)	1回につき	8,532	
キ <u>ヘモフィルスインフルエンザ菌b型(Hib)ワクチン</u>	1回につき	4,752	
ク <u>ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ混合(DPT-IPV)ワクチン</u>	1回につき	7,776	
ケ <u>B型肝炎ワクチン(ビームゲン0.5ml)</u>	1回につき	2,592	
(略)			

備考 料金は全て税込表示である。ただし、括弧内の料金については、非課税とする。

別表3 患者の意思による自由診療（医科領域に係る診療）

区分	算定単位	料金（円）	備考
(略)			
2 各種検査料			
(略)			
(6) 腫瘍関連遺伝子検査料			
(略)			
ク その他腫瘍関連遺伝子検査に係る料金			
COL2A1 (exon 1-39) シーケンス解析	1回につき	152,496	
COL2A1 (exon 40-54) シーケンス解析	1回につき	101,736	
COMP (exon 1-7,15-19) シーケンス解析	1回につき	101,736	
COMP (exon 8-14) シーケンス解析	1回につき	50,868	
von Hippel-Lindau 病	1回につき	48,384	
コネキシン 32 塩基配列決定	1回につき	61,020	
P0 遺伝子 exon1~6 塩基配列解析	1回につき	61,020	
ジストロフィン遺伝子解析	1回につき	36,288	
脊髄小脳変性症-SCA1	1回につき	20,412	
脊髄小脳変性症-SCA2	1回につき	20,412	
脊髄小脳変性症-SCA3	1回につき	20,412	
脊髄小脳変性症-SCA6	1回につき	20,412	
脊髄小脳変性症-SCA10	1回につき	20,412	
脊髄小脳変性症-SCA12	1回につき	20,412	
脊髄小脳変性症-SCA17	1回につき	20,412	
脊髄小脳変性症-DRPLA	1回につき	20,412	
MEFV 遺伝子 (exon 1,3-10) シーケンス解析	1回につき	101,736	
脆弱 X 症候群の遺伝子解析	1回につき	25,488	
CGH アレイー血液	1回につき	203,364	
MECP2 遺伝子 (exon3,4) 変異解析	1回につき	50,868	
メチレーション PCR SNRPN	1回につき	50,868	
21 水酸化酵素欠損症 CYP21A2 解析	1回につき	40,068	
LDL-R E119K	1回につき	5,184	
LDL-R C317S	1回につき	5,184	
LDL-R 1847T-C	1回につき	5,184	
LDL-R L547V	1回につき	5,184	
LDL-R P664L	1回につき	5,184	
LDL-R K790X	1回につき	5,184	
LDL-R 遺伝子セット	1回につき	30,564	
CETP 1452G-A	1回につき	5,184	

CETP D442G	1回につき	5,184
CETP 遺伝子セット	1回につき	10,260
LPL 遺伝子変異セット	1回につき	91,584
mtDNA 変異 3460	1回につき	5,184
mtDNA 変異 11778	1回につき	5,184
mtDNA 変異 14484	1回につき	5,184
ミトコン遺伝子セット (Leber 病)	1回につき	15,336
mt-DNA1555 塩基点突然変異	1回につき	20,412
MELAS 3243塩基点突然変異	1回につき	20,412
MERRF 8344塩基点突然変異	1回につき	20,412
CPEO ミトコンドリア DNA 欠失解析	1回につき	25,164
ミトコンドリアDNAセット (スクリーニング)	1回につき	40,716
LHON ミトコンドリア DNA 変異プロファイル	1回につき	88,992
MELAS ミトコンドリア DNA Evaluation	1回につき	127,008
MERRF ミトコンドリア DNA Evaluation	1回につき	120,744
NARP ミトコンドリア DNA Evaluation	1回につき	44,496
Y 染色体微小欠失 (AZF 欠失)	1回につき	50,868
ALDH2E487K	1回につき	6,156
アポ蛋白 E 遺伝子型	1回につき	5,184
嚢胞腎遺伝子検査	1回につき	59,400
<u>オスラー病遺伝子検査</u>	<u>1回につき</u>	<u>41,580</u>
<u>副腎疾患遺伝子検査</u>	<u>1回につき</u>	<u>53,460</u>
<u>成長障害遺伝子検査</u>	<u>1回につき</u>	<u>53,460</u>
<u>46,XY 性分化疾患遺伝子検査</u>	<u>1回につき</u>	<u>53,460</u>
<u>性成熟疾患遺伝子検査</u>	<u>1回につき</u>	<u>53,460</u>
<u>下垂体機能障害遺伝子検査</u>	<u>1回につき</u>	<u>53,460</u>
<u>糖尿病遺伝子検査</u>	<u>1回につき</u>	<u>53,460</u>
<u>骨疾患遺伝子検査</u>	<u>1回につき</u>	<u>53,460</u>
<u>骨端異形成症遺伝子検査</u>	<u>1回につき</u>	<u>53,460</u>
<u>骨形成不全症遺伝子検査</u>	<u>1回につき</u>	<u>53,460</u>
<u>エーラス・ダンロス症候群 (非血管型) 遺伝子検査</u>	<u>1回につき</u>	<u>53,460</u>
<u>sanger 法による単一エクソン解析</u>	<u>1回につき</u>	<u>4,752</u>
<u>糖原病 Ia 型遺伝子検査</u>	<u>1回につき</u>	<u>41,580</u>
<u>糖原病 Ib 型遺伝子検査</u>	<u>1回につき</u>	<u>41,580</u>
(略)		
(略)		

備考 料金は全て税込表示である。ただし、括弧内の料金については、非課税とする。